

情報公開審査会の答申概要（答申第49号）

1 請求対象文書（諮問案件第80号）

- (1) 「平成元年犀川総合開発事業計画書参考資料」（以下「参考資料」という。）における4箇所の観測井戸以外に河川水位の影響を受ける井戸がないとする根拠資料（以下「請求対象文書1」という。）（2）以下も同様）
- (2) 観測井戸の地下水位の観測日時及び同日時の河川水位の観測結果
- (3) 観測井戸の水位と河川の水位が同じ帶水層にあることを示す根拠資料
- (4) 河川水位を測定した測点位置
- (5) 井戸と河川の関係を示す横断面図に直交横断を採用した根拠資料
- (6) 涌波地点の井戸を河川の影響を検討する対象とした理由に関する資料
- (7) 過去に河川改修工事による井戸への影響があったにもかかわらず、河川水は地下水の影響を受けないと断定する根拠資料
- (8) 昭和47年から始まった犀川大橋付近の河川改修工事に伴う地下水低下に関する資料
- (9) 地下水による河川水の涵養量を無視する根拠資料

なお、請求対象文書8及び同9に係る不存在決定については、異議申立てはなされなかった。

2 担当課（所） 土木部河川課

3 審査請求等の経緯

- (1) H17. 4. 26 公開請求
- (2) H17. 5. 10 不存在決定
- (3) H17. 6. 8 異議申立て
- (4) H18. 4. 7 諮問
- (5) H20. 7. 10 答申

4 諒問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項（不存在）	<p>1 請求対象文書1、3、5及び7について</p> <p>請求対象文書1及び7について、実施機関は、河川の正常流量を検討する場合、「建設省河川砂防技術基準（案）同解説」においても、対象水系に関連する井戸や過去の渴水状況を網羅的に調査、検討することまでは求められていないため実施していないと主張し、また、請求対象文書3及び5に関する異議申立人の請求の趣旨は、参考資料の調査対象井戸に関する詳細なデータを求めているものとも考えられるが、実施機関は、不存在理由について、「河川の正常流量を検討する際に必ず必要とされる内容でないため作成しておらず」と付記し、河川水位と地下水位の関連を検討する場合においても、異議申立人が情報公開請求書に記載しているような井戸の水位と河川水位が同じ帶水層にあるかどうかの検討や、地下水頭の等高線を作図するようなことは通常行われないとしている。</p> <p>このような実施機関の説明については、特にこれを覆すような事実は認められず、不存在決定は不合理ではないと考えられる。</p> <p>2 請求対象文書2、4及び6について</p> <p>実施機関は、これらの請求対象文書は、平成元年度に作成された5年保存の公文書であるため、既に廃棄されており、存在しないと説明している。</p> <p>公文書の保存については、平成14年度以降は、文書管理規程（平成14年4月1日石川県訓令第7号）に規定されているが、それ以前は、処務規程（昭和33年6月</p>

	1日石川県訓令第9号)において規定されており、同規程によれば、所属長は固有文書ファイル規準を定めることとされ、その中で固有文書の保存期間が定められていた。平成元年度当時の河川課の固有文書ファイル規準では、業務委託調査報告書の保存期間は5年となっており、特段の事情がない限りこの規定によって廃棄されるものと考えられるので、不存在とした決定は、不合理ではないと考えられる。
--	--

5 審議経緯 審査回数 11回

(別 紙)
答申第49号

答 申 書

平成20年7月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成17年4月26日に、犀川中、下流域の地下水位が河川水位より高いと記載されている「平成元年犀川総合開発事業計画書参考資料」（以下「参考資料」という。）に関連して、次の9件の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 参考資料における4箇所の観測井戸以外に河川水位の影響を受ける井戸がないとする根拠資料（以下「本件請求文書1」という。（2）以下についても同様とする。）
- (2) 観測井戸の地下水位の観測日時及び同日時の河川水位の観測結果
- (3) 観測井戸の水位と河川の水位が同じ帶水層にあることを示す根拠資料
- (4) 河川水位を測定した測点位置
- (5) 井戸と河川の関係を示す横断面図に直交横断を採用した根拠資料
- (6) 涌波地点の井戸を河川の影響を検討する対象とした理由に関する資料
- (7) 過去に河川改修工事による井戸への影響があったにもかかわらず、河川水は地下水の影響を受けないと断定する根拠資料
- (8) 昭和47年から始まった犀川大橋付近の河川改修工事に伴う地下水低下に関する資料
- (9) 地下水による河川水の涵養量を無視する根拠資料

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して、平成17年5月10日に異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

- ア 本件請求文書1、3、5、7及び9については、河川の正常流量を検討する際に必ず必要とされる内容ではないため、作成しておらず、公文書は存在しない。
- イ 本件請求文書2、4及び6に係る委託業務資料については、平成元年度に作成された5年保存の公文書であるため、既に廃棄されており、存在しない。
- ウ 本件請求文書8は、保存期間1年を経過しており、既に廃棄済で現存しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成17年6月8日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諒問

実施機関は、平成18年4月7日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諒問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち本件請求文書1から本件請求文書7までに係る処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び当審査会における意見陳述で主張している要旨は、おむね次のとおりである。

(1) 本件請求文書1について

犀川河川整備計画の策定において、河川の正常流量を設定する際、「地下水位の維持」について詳細な検討を行わない根拠として、参考資料の「井戸実態調査」を挙げており、そこに「河川水位の影響が考えられる井戸は4箇所あり」と記載されているので、その4箇所の観測井戸以外に河川水位の影響を受ける井戸がないとした根拠は存在するはずである。

(2) 本件請求文書2について

平成16年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）ダム全体設計業務委託報告書に、参考資料がそのまま取り入れられることからすると、そのバックデータも保存されていたものと推測されるので、不存在とは考えられない。

(3) 本件請求文書3について

参考資料では、調査対象井戸の深さ、地質、ストレーナの位置等も明らかにされておらず、少なくとも井戸の地下水位がどのような帶水層の地下水頭を示しているか判らないと、河川水位の地下水への影響を判断できないので、公開を求めた解析結果は必ずあるはずである。

(4) 本件請求文書4について

平成16年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）ダム全体設計業務委託報告書に、参考資料がそのまま取り入れられることからすると、そのバックデータも保存されていたものと推測されるので、不存在とは考えられない。

(5) 本件請求文書5について

参考資料では、井戸と河川の関係を示す横断図面は河川に直交しているが、流域の地下水等高線を描いた図において等高線が河川に垂直に交わっていることが判らなければ、直交断面を採用できないので、このような解析資料は存在するはずである。

(6) 本件請求文書6について

参考資料の涌波地点の井戸は、河川水とは直接関係ないと思われ、河川水の影響を検討するには不適当な井戸であると思われるが、この井戸を検討の対象としたのであれば、そ

の根拠があると思う。

また、平成16年度犀川総合開発事業(辰巳ダム建設)ダム全体設計業務委託報告書に、参考資料がそのまま取り入れられていることからすると、そのバックデータも保存されていたものと推測されるので、不存在とは考えられない。

仮に保存期間が過ぎていても、事業が継続中の場合には、関係資料は保存されているはずである。

(7) 本件請求文書7について

昭和47年頃の犀川大橋付近の河川改修工事の際に、付近の地下水位が低下し、流域の住民生活に多大な影響が出たことは明らかであるにもかかわらず、河川水位の低下が地下水位に影響しないと断定する以上、その根拠となる資料は必ずあるはずである。

実施機関は、犀川周辺の3箇所の地下水位観測井戸の水位と犀川の河川水位の間に相関関係がないとしているが、地下水位観測井戸は深井戸であり、地下水は主に手取川から供給されるもので、犀川の水位と相関しないことは当然である。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書及び当審査会における意見陳述から総合すると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求文書1、3、5及び7について

ア 河川整備計画を策定するにあたっては、河川環境の整備と保全の観点から河川の正常流量の検討を行う必要があるが、河川の正常流量とは、当該河川において渇水時に確保すべき最低限の流量であり、正常流量を設定する際には、「建設省河川砂防技術基準（案）」（以下「技術基準（案）」という。）において、「動植物の保護」や「地下水位の維持」等10項目の検討が必要であると定められている。

イ 検討項目のうち「地下水位の維持」については、「建設省河川砂防技術基準（案）同解説」（以下「技術基準（案）同解説」という。）では、大規模な分水を行う場合や積雪地帯においては河川の流量の減少が地下水位の低下に直接影響する場合があるが、相当量の降雨が年間を通じて期待できる地方では、正常流量の多寡が地下水位に影響することは少ないとされており、石川県においては、降雨が相当量期待できる地域であるので、正常流量の設定に際して、「地下水位の維持」について問題になるような地域ではないと考えている。

ウ 犀川水系河川整備計画の策定にあたっては、参考資料の井戸実態調査を参照するとともに、犀川周辺の3箇所の地下水観測井戸について、24年間の日平均地下水位と下菊橋測水所の日平均流量を比較し、両者の相関が認められることから、河川の流量の減少が地下水位の低下に直接影響することはなく、「地下水位の維持」の項目として特に詳細な検討は必要が無いと判断している。

このようなことから、異議申立人が犀川の正常流量を検討する際に、必ずあるはずとするような詳細な検討資料は作成していない。

(2) 本件請求文書2、4及び6について

これらの公開請求については、平成元年度の業務委託で作成された参考資料の基礎とな

る詳細なデータの記載された公文書の公開を求めているものと考えられるが、業務委託に係る簿冊は、5年間の保存期間が経過しているため廃棄しており、不存在としたものである。

また、平成16年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）ダム全体設計検討委託報告書Ⅰダム全体計画編に参考資料が引用されているが、出典が「平成元年犀川総合開発事業計画書参考資料」と明記されており、参考資料の詳細データを根拠としていないので、平成16年時点でも詳細データは存在であったと考えられる。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

犀川水系河川整備基本方針及び整備計画の策定において、正常流量を設定する際、河川水位が低下したときの地下水位への影響について、詳細な検討を行わなかったことの根拠となる公文書及び参考資料の「井戸実態調査」に関する基礎資料である。

3 本件請求文書の不存在について

(1) 本件請求文書1、3、5及び7について、

異議申立人は、実施機関が河川水位は地下水位に影響されないと判断したのであるから、本件請求文書1、3、5及び7は存在するはずであるとしている。

一方、実施機関は、これらの公開請求文書については、河川の正常流量を検討する際に不可欠なものとされていないので、作成しておらず、公文書は存在しないと説明している。

本件請求文書1及び7について、実施機関は、河川の正常流量を検討する場合、「技術基準（案）同解説」においても、対象水系に関連する井戸や過去の渇水状況を網羅的に調査、検討することまでは求められていないため実施していないと主張している。

また、本件請求文書3及び5に関する異議申立人の請求の趣旨は、参考資料の調査対象井戸に関する詳細なデータを求めているものとも考えられるが、実施機関は、不存在理由について、「河川の正常流量を検討する際に必ず必要とされる内容でないため作成しておらず」と付記しており、河川水位と地下水位の関連を検討する場合においても、異議申立人が情報公開請求書に記載しているような井戸の水位と河川水位が同じ帶水層にあるかどうかの検討や、地下水頭の等高線を作図するようなことは通常行われないとしている。

このような実施機関の説明については、特にこれを覆すような事実は認められない。

したがって、不存在決定は不合理ではないと考えられる。

(2) 本件請求文書2、4及び6について

実施機関は、本件請求文書2、4及び6については、平成元年度に作成された5年保存の公文書であるため、既に廃棄されており、存在しないと説明している。

公文書の保存については、平成14年度以降は、文書管理規程（平成14年4月1日石川県訓令第7号）に規定されているが、それ以前は、処務規程（昭和33年6月1日石川県訓令第9号）において規定されており、処務規程によれば、所属長は固有文書ファイル規準を定めることとされ、この中で固有文書の保存期間を定めていたものである。平成元年度当時の河川課の固有文書ファイル規準では、業務委託調査報告書の保存期間は5年となっているので、特段の事情がない限り、この規定によって廃棄されるものと考えられる。

したがって、これらの本件請求文書を不存在とした実施機関の決定は、不合理ではないと考えられる。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、実施機関が、犀川水系河川整備計画における正常流量の検討において、地下水位が河川水位より高いので河川水位の低下が地下水位に直接影響しないと判断したことについて、判断の基礎となった資料が誤りであると主張するが、当審査会は資料の正誤を判断する立場なく、本件処分に対する判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

6 附帯意見

当審査会において、資料の保存について論議したので、以下その結果を踏まえ意見を附する。

実施機関は、犀川水系河川整備基本方針及び整備計画を策定する際、河川水位の低下が地下水位に直接影響しないとする判断の根拠として、「井戸実態調査」を使用したと説明しており、「井戸実態調査」は現行の犀川水系河川整備基本方針及び整備計画の基礎的な資料となっていると考えられる。

また、「参考資料」は、平成元年犀川総合開発事業計画書に附属するもので、犀川水系に関する重要な基礎資料でもあると考えられる。

しかしながら、実施機関は、「井戸実態調査」に関する詳細資料は、5年間の保存期間の経過をもって廃棄したとしている。

このような長期にわたる河川整備の基礎となる資料について、業務委託に関する公文書の保存期間の規準を機械的に適用し、その経過をもって廃棄することは望ましいこととは考えられない。

文書管理規程においても、保存期間経過後、更に保存期間を定めてこれを保存するこ

とができるとされているので、今後、基礎的な資料の保存のあり方を検討するよう望むものである。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審　　査　　会　　の　　処　　理　　経　　過

年　月　日	処　理　内　容
平成 18 年 4 月 7 日	○ 諒問を受けた。(諒問案件第 80 号)
平成 18 年 6 月 1 日	○ 実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。
平成 18 年 7 月 3 日	○ 異議申立人から意見書を受理した。
平成 19 年 5 月 30 日 (第 151 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 19 年 6 月 29 日 (第 152 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 19 年 8 月 1 日 (第 153 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 19 年 8 月 29 日 (第 154 回審査会)	○ 実施機関職員から意見聴取を行った。
平成 19 年 9 月 18 日 (第 155 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 19 年 10 月 11 日 (第 156 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 19 年 12 月 26 日 (第 158 回審査会)	○ 異議申立人から意見聴取を行った。
平成 20 年 2 月 21 日 (第 160 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 20 年 3 月 19 日 (第 161 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 20 年 5 月 28 日 (第 162 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 20 年 6 月 26 日 (第 163 回審査会)	○ 事案の審議を行った。